

**令和 8 年度新潟観光ブランド形成促進事業
小学生向け観光副読本制作業務委託（企画競争）募集要領**

1 趣 旨

新潟県では、令和 7 年に改定した「新潟県観光立県推進行動計画」に基づき、観光ブランドコンセプト「大地と雪の恩恵 本当の豊かさは、新潟（ここ）にある。」を軸とした観光ブランドの形成・浸透に取り組んでいる。

本業務では、小学校高学年（主に 4 年生）の社会科での活用を想定し、観光ブランドを切り口として、新潟県の自然、歴史、文化、食、人々の暮らしなどの魅力や価値を学ぶことができる観光副読本及び教員向け手引きを制作する。

副読本の制作に当たっては、単に観光資源を紹介する教材ではなく、児童が「なぜこの魅力が生まれたのか」などを主体的に考え、自らの地域への誇りや愛着を育むとともに、探究的な学びへとつながる教材となることを目指す。

本業務は、単に副読本を制作するだけでなく、子どもたちの興味・関心を引き出す魅力的な教育コンテンツとして制作するとともに、県内外から注目を集める話題性の創出や効果的な情報発信につなげることを目的とする。このため、高い企画力、編集力及び教育コンテンツ制作に関する専門性を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2 募集内容

（１）業務名

令和 8 年度新潟観光ブランド形成促進事業
小学生向け観光副読本制作業務委託

（２）選定事業者

1 者

（３）業務の内容

別紙仕様書のとおり

（４）委託期間等

契約締結の日から令和 9 年 3 月末まで

（５）見積限度額

5,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

3 委託事業者の選定方法

委託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、別紙「評価基準表」に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。

なお、審査の結果、最優秀提案者が契約に至らなかった場合は、次点の提案者を契約候補者とする場合がある。

4 スケジュール

(1) 公 募 開 始	令和8年 8月 26日 (水)
(2) 質問書提出期限	9月 2日 (水) 正午
(3) 質問への回答	9月 9日 (水)
(4) 参加申込期限	9月 14日 (月) 17時 00分
(5) 提案書提出期限	9月 17日 (木) 17時 00分
(6) プレゼンテーション審査 (Web)	9月 24日 (木) 午後
(7) 審査結果の通知	9月 30日 (水)

5 資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人若しくは本件業務受託のために結成された企業連合（以下「企業連合」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(2) 企業連合

ア 上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人が幹事会社となり、その他上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 企業連合を構成する者のいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

5 本要領の内容についての質問の受付及び回答

本要領の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、期限を過ぎた質問は受け付けない。

（1）質問書提出期限：令和8年9月2日（水）正午【必着】

（2）提出場所：問い合わせ先に同じ

（3）提出方法：電子メールにより提出することとし、電子メールの件名は「令和8年度新潟観光ブランド形成促進事業 小学生向け観光副読本制作業務に関する公募質問」とすること。

なお、別途電話により、質問を送信した旨を連絡すること。

（4）質問への回答日：令和8年9月9日（水）

質問への回答は、新潟県ホームページに掲載する。

なお、回答内容は、本要領及び仕様書への追加又は修正事項として取り扱う。

6 参加申込書の提出

（1）参加の申込

本業務のプロポーザル（企画競争）への参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

・提出書類：

① 参加申込書（様式第2号）

② 法人等の概要がわかるパンフレット等

※ 企業連合の場合には、全構成員分を提出すること。

③ 新潟県の県税の納入義務を有するものにあつては、県税の未納がないことを証明する納税証明書

※ 企業連合の場合には、全構成員分を提出すること。

・申込期限：令和8年9月14日（月）17時【必着】

・申込先：問い合わせ先に同じ

・申込方法：電子メール

（2）提案資格の確認結果通知

参加申込者全員に対し、令和8年9月16日（水）までに、提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の①～⑤の書類を、紙面計7部（正1部、副6部（複写可））及び電子データで提出すること。

① 企画提案書（任意様式、原則としてA4）

募集要領（目的や評価基準等）及び仕様書の内容を十分確認のうえ制作すること。

② 事業実施スケジュール（任意様式、A4）

③ 業務実施体制（任意様式、A4）

制作に関わるスタッフ、体制図を記載すること。

なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

④ 会社概要（様式第3号）

⑤ 見積書（任意様式）

見積書の総額及び内訳を記載すること。

⑥ その他、企画提案を補足する資料

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和8年9月17日（木）17時【必着】

② 提出場所：問い合わせ先に同じ

③ 提出方法：紙面は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

電子データは、電子メールで件名を「令和8年度新潟観光ブランド形成促進事業 小学生向け観光副読本制作業務に関する企画提案書」として提出すること。

(3) 留意事項

① 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

② 提出期限以降、内容の差替、追加提出は原則認めない。

③ ただし、県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

8 企画提案書の審査

(1) 選考方法

オンライン会議システム（Microsoft Teams）を使用して行う。（企画内容の説明15分、質疑応答10分程度を予定）。

審査は、「令和8年度新潟観光ブランド形成促進事業 小学生向け観光副読本制作業務委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）が行う。

なお、審査会が本プロポーザル募集に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で実施する。

(2) 審査日時

審査日：令和8年9月24日（木）午後

※時間は、参加申込書を提出した者に対し個別に連絡する。

(3) 審査基準

審 査		配点
項 目	審査基準	
業務理解・企画提案力	・本業務の目的及び観光ブランドコンセプトを十分理解した提案となっているか。 ・「大地と雪の恩恵」を児童に分かりやすく伝える企画・構成となっているか。 ・副読本全体のストーリーやコンセプトに一貫性があるか。	25
副読本の企画・編集力	・児童の興味・関心を引く誌面構成・デザインとなっているか。 ・写真、イラスト、図表等を効果的に活用した提案となっているか。 ・探究学習につながる問いやワーク等が工夫されているか。 ・地域の魅力を主体的に発見・発信したくなる教材となっているか。	25
話題性の創出	・副読本の制作・配布・活用を契機として、児童・学校関係者のみならず、県民や県外の関係者にも本県の観光ブランドや新潟の魅力が広く認知されるような、具体的かつ実現性の高い仕掛けが提案されているか。 ・「子ども向けの観光副読本」という本事業の特性を生かし、県内外で話題となることが期待できる独創的な提案となっているか。	15
教員向け手引き・教育効果	・学校現場で活用しやすい構成となっているか。 ・学習指導要領との関連、授業展開例、発問例等が具体的に提案されているか。 ・ICT活用や探究学習への展開が期待できる内容となっているか。	10
実施体制・業務遂行能力	・業務遂行体制が十分であるか。 ・責任者及び担当者の役割分担が明確であるか。 ・工程管理が具体的であり、確実な履行が期待できるか。	10
類似業務実績	・教育教材、出版物、デジタル教材等の制作実績を有しているか。 ・本業務を遂行するための十分な知識・ノウハウを有しているか。	5
独自提案	・仕様書に示す内容に加え、教育効果、副読本の普及・活用促進等につながる独自の提案があるか。	5
経済性	・業務内容に対して見積額は適正かつ妥当であり、費用対効果が期待できるか。	5
合 計		100

9 審査結果の通知

審査結果は、令和8年9月30日（水）までに、提案者それぞれに電子メールで通知する。

10 契約の締結

県は、選定審査会が決定した委託先候補と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、委託先候補と協議が整わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 問い合わせ先

新潟県 観光文化スポーツ部 観光企画課 企画調整グループ 担当：金巻

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL : 025-280-5125

E-mail : ngt150010@pref.niigata.lg.jp

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出や審査等、本プロポーザル（企画競争）への参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、県が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、速やかに県に連絡をすること。
- (7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ① 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- ② 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ③ 期限後に提案書を提出した者